



福岡医発第 1610 号 (地)

平成 25 年 9 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

DPC 対象病院における包括評価の対象外 (出来高) となる患者につきまして
は、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定
方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」(平成 24 年厚
生労働省告示第 140 号) により示されているところです。

今般、8 月 27 日付けで、上記告示の一部が改正された旨、厚生労働省保険局
医療課より日本医師会を通じて別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し
上げます。

具体的には、上記告示の別表に薬剤 (アダリムマブ (遺伝子組換え)、ベバシ
ズマブ (遺伝子組換え)、アミノレブリン酸塩酸塩、ペルツズマブ (遺伝子組換
え)) が追加され、それに伴う取扱いについて通知されたものです。(詳細につ
きましては添付資料をご参照願います。)

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 125)

平成 25 年 9 月 11 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項
第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

DPC 対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（平成 24 年厚生労働省告示第 140 号）により示されているところです。

今般、8 月 27 日付けで、上記告示の一部が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示の別表に薬剤（アダリムマブ（遺伝子組換え）、ベバシズマブ（遺伝子組換え）、アミノレブリン酸塩酸塩、ペルツズマブ（遺伝子組換え））が追加され、それに伴う取扱いについて通知されたものです。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 279 号)
2. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について
(平 25.8.27 保医発 0827 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○日本国に帰化を許可する件
(法務三〇六)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同三〇七)

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録を受けた試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があつた旨を公示する件
(厚生労働二七三)

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更する届出があつた旨を公示する件(同二七四)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同二七五)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件
(同二七六)

○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(同二七七)

○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件(同二七八)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(同二七九)

○感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件
(同二八〇)

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件
(農林水産二二九七)

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件
(同二二九九)

○保安林の指定をする件
(同二二九九、二四〇五)

○耐空検査員の証を無効とした件
(国土交通八一六)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件
(関東地方整備局三七五)

○道路に関する件

(九州地方整備局一四八、一五一)

〔人事異動〕

内閣 人事院 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について(金融庁)

〔公 告〕

諸事項

官庁

割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体
公債抽せん(東京都区)、教育職員
免許失効関係
会社その他

(う)			
ウリアデック錠20mg	20mg1錠	20.60	
ウリアデック錠40mg	40mg1錠	38.90	
ウリアデック錠60mg	60mg1錠	56.40	
(と)			
トビロリック錠20mg	20mg1錠	20.60	
トビロリック錠40mg	40mg1錠	38.90	
トビロリック錠60mg	60mg1錠	56.40	
ルナベル配合錠ULD	1錠	327.90	

(あ)			
アセリオ静注液1000mg	1,000mg100mL1瓶	332	
(お)			
オレシニア皮下注125mgシリノジ1 mL	125mg1 mL1筒	27.171	
(は)			
ハージェタ点滴静注420mg/14mL	420mg14mL1瓶	231.866	
(ほ)			
ホシビバ静注1 mgシリノジ	1 mg1 mL1筒	4.918	
(り)			
リキスミ皮下注300μg	300μg3 mL1キット	6.972	
品 外 用 規 格 単 位 薬 価 円			

(つ)
ビノナーゾ4 mg
ビノナーゾ8 mg
厚生労働大臣 田村 憲久

○厚生労働省告示第二百七十六号
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年八月二十七日 厚生労働大臣 田村 憲久

第十一号中「及びメトレレブチン製剤」を「メトレレブチン製剤及びアバタセプト製剤」に改める。

第十二号（ハ中）及びスタリビルド配合錠」を「スタリビルド配合錠、イルトラ配合錠HD、イルトラ配合錠LD及びルナベル配合錠ULD（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十七号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年八月二十七日 厚生労働大臣 田村 憲久

別表第九中「メトレレブチン製剤」を「メトレレブチン製剤、アバタセプト製剤」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十八号
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年八月二十七日 厚生労働大臣 田村 憲久

表の1379から1406までの項中 「5あり トラスツスマア」を「5あり トラスツスマア、ヘルツス」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十九号
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年八月二十七日 厚生労働大臣 田村 憲久

別表に次のように加える。

53	アダリムマブ（遺伝子組換え）当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年5月16日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。	060185xx01x0xx
		060185xx97x0xx
		060185xx97x1xx
		060185xx99x0xx
		060185xx99x1xx
		060185xx99x3xx
54	ベンズメブ（遺伝子組換え）当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年6月14日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。	010010xx01x4xx
		010010xx01x5xx
		010010xx01x7xx
		010010xx01x8xx
		010010xx97x4xx
		010010xx97x5xx
55	アミノレブリン酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010010xx97x7xx
		010010xx9904xx
		010010xx99050x
		010010xx9907xx
56	ヘルツスマブ（遺伝子組換え）当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x00x
		090010xx01x5xx

保医発0827第4号

平成25年8月27日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）の一部が平成25年厚生労働省告示279号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図りたい。

記

1. 改正の概要について

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成24年厚生労働省告示第140号）の別表に、アダリムマブ（遺伝子組換え）、ベバシズマブ（遺伝子組換え）、アミノレブリン酸塩酸塩、ペルツズマブ（遺伝子組換え）を追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（通知）」（平成25年5月24日保医発第0524第2号）の別表を別紙のとおり改める。

告示 番号	薬 剤 名	適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)	ICD-10 (参考)	
1	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組 換え)	注射用ノボセブン 1.2mg (2.2ml)、4.8ml (8.5ml) ノボセブンH I 静注用 1mg (1ml)、2mg (2ml)、5mg (5ml)	6P II b-Ⅲ a及びⅣ又はHLAに 対する抗体を保有し、血小板 輸血不応状態が過去又は現在 見られるグラントマン血小板 無力症患者の出血傾向の抑制	D691 130110 出血性疾患 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx 130110x1xxx3xx
2	ポリエチレングリコー ル処理人免疫グロブリン	献血ヴェノグロブリンH5%静注 0.5g (10ml)、1g (20ml) 2.5g (50ml)、5g (100ml)	全身型重症筋無力症 (ステロ イド剤又はステロイド剤以外 の免疫抑制剤が十分に奏功し ない場合に限る)	G700 010130 重症筋無力症、その他の神経筋 障害 010130xx01x0xx 010130xx97x0xx 010130xx99x0xx 010130xx99x3xx
3	ウステキヌマブ (遺伝 子組換え)	ステラール皮下注45mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節 症性乾癬	L405, M070\$, M071\$, M072\$, M073\$, M090\$ 070470 関節リウマチ 070470xx01x2xx 070470xx02x0xx 070470xx02x2xx 070470xx03x0xx 070470xx03x2xx 070470xx97x0xx 070470xx97x2xx 070470xx99x0xx 070470xx99x1xx 070470xx99x2xx
			既存治療で効果不十分な尋常 性乾癬	L400, 080140 炎症性角化症 080140xxxx0xx
4	エリブリンメシル酸塩	ハラヴェン静注 1mg	手術不能又は再発乳癌	C50\$ 090010 乳癌の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
5	ポリノスタット	ゾリンザカプセル100mg	皮膚T細胞性リンパ腫	C840, C841 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x30x 130030xx99x31x
6	ゴリムマブ (遺伝子組 換え)	シンボニー皮下注 50mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節 リウマチ (関節の構造的損傷 の防止を含む)	M05\$, M060\$, M068\$, M069\$ 070470 関節リウマチ 070470xx99x4xx
7	ダブトマイシン	キュビシン静注用 350mg	[適応菌種] ダブトマイシンに感性的メチ シリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) [適応症] 敗血症、感染性心内膜炎、深 在性皮膚感染症、外傷・熱傷 及び手術創等の二次感染、び らん・潰瘍の二次感染	I33\$ L03\$, L08\$ A410 050090 心内膜炎 050090xx97x0xx 050090xx99x0xx 050090xx99x1xx 080011 急性膿皮症 080011xx970x0x 080011xx971xxx 080011xx99xxxx 180010 敗血症 180010x0xx0xx 180010x1xxx0xx
8	テリパラチド (遺伝子 組換え)	フォルテオ皮下注キット 600µg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$ 070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx99xxxx
9	ベンダムステン塩酸塩	トレアキシ点滴静注用 100mg	再発又は難治性の下記疾患 ・低悪性度B細胞性非ホジキン リンパ腫 ・マンツル細胞リンパ腫	C82\$, C830, C831, C832, C838, C851 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx97x2xx 130030xx99x2xx 130030xx99x30x 130030xx99x31x
10	アザシチジン	ビダーゼ注射用 100mg	骨髄異形成症候群	D46\$ 130060 骨髄異形成症候群 130060xx97x30x 130060xx99x3xx

告示 番号	薬 剤 名	適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)	ICD-10 (参考)	
11	ロミブロステム (遺伝子組換え)	ロミブレート皮下注 250 μ g調製用	慢性発覚性血小板減少性紫斑病 D693	130110 出血性疾患 (その他) 130110x0xx0xx 130110x1xxx0xx
12	A型ボツリヌス毒素製剤	ボトックス注用 50単位、100単位	上肢痙縮 下肢痙縮 (特定出来ない)	全ての診断群分類番号
13	トラスツズマブ (遺伝子組換え)	ハーセプチン注射用60、注射用150	HER2過剰発現が確認された治療切除不能な進行・再発の胃癌 C16\$	060020 胃の悪性腫瘍 060020x01x3xx 060020x02x3xx 060020x03x3xx 060020x04x3xx 060020x07x2xx 060020x09x3xx 060020x09x2xx 060020x09x30x 060020x09x31x
14	エルロチニブ塩酸塩	タルセバ錠	治療切除不能な肺癌 C25\$	06007x 肺臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx07x3xx 06007xxx07x40x 06007xxx09x3xx 06007xxx09x40x
15	ボルテゾミブ	ベルケイド注射用 3mg	未治療の多発性骨髄腫 C900	130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040x07x5xx 130040x09x51x 130040x09x51x
16	カルボプラチン	パラプラチン注射液 50mg パラプラチン注射液 150mg パラプラチン注射液 450mg パラプラチン150mg 注射用	乳癌 C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010x01x5xx 090010x09x5xx
17	オクトレオチド酢酸塩	サンドスタチンLAR筋注用10mg サンドスタチンLAR筋注用20mg サンドスタチンLAR筋注用30mg	消化管神経内分泌腫瘍 C269 C254, D137	060035 大腸 (上行結腸からS状結腸) の悪性腫瘍 060035x0103xx 060035x0113xx 060035x07x2xx 060035x07x30x 060035x07x31x 060035x09x2xx 060035x09x30x 060035x09x31x 06007x 肺臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx07x3xx 06007xxx07x40x 06007xxx07x41x 06007xxx09x3xx 06007xxx09x40x 06007xxx09x41x
18	ペバシズマブ (遺伝子組換え)	アバステン点滴静注用	手術不能又は再発乳癌 C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010x01x4xx 090010x02x4xx 090010x09x4xx
19	フィンゴリモド塩酸塩	イムセラカプセル 0.5mg ジレニアカプセル 0.5mg	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制 G35	010090 多発性硬化症 010090xxxx0xx
20	テラプレビル	テラビック錠 250mg	セログループ1 (ジェノタイプI (1a) 又はII (1b) のC型慢性肝炎における次のいずれかのウイルス血症の改善 (1) 血中HCV RNA量が高値の未治療患者 (2) インターフェロン製剤単独療法、又はリバビリン併用療法で無効又は再燃となった患者 B182	060295 慢性C型肝炎 060295x07x1xx 060295x09x1xx

告示 番号	薬 剤 名	適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)	ICD-10 (参考)	
21	ホスフェニトインナトリウム水和物	ホストイン静注 750mg	①てんかん重症状態 ②脳外科手術又は意識障害(頭部外傷等)時のてんかん発作の発現抑制 ③フェニトインを経口投与しているてんかん患者における一時的な代替療法	G40\$, G41\$ 010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x2xx 010230xx99x01x 010230xx99x11x 010230xx99x21x
22	テリバラチド酢酸塩	テリボン皮下注用 56.5μg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$ 070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx97xxxx 070370xx99xxxx
23	カナキヌマブ (遺伝子組換え)	イラリス皮下注用 150mg	以下のクリオピリン関連周期性症候群 ・家族性寒冷自己炎症症候群 ・マックル・ウェルズ症候群 ・新生児期発症多発臓器系炎症性疾患	Q998 全ての診断群分類番号
24	フルベストラント	フェソロデックス筋注 250mg	閉経後乳癌	G50\$ 090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx97x30x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
25	エベロリムス	アフィニートール錠5mg アフィニートール錠2.5mg アフィニートール分散錠2mg アフィニートール分散錠3mg	結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫	D432 010010 脳腫瘍 010010xx99051x
			副神経内分泌腫瘍	G25\$ 06007x 腫瘍・臓器の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x41x 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
			結節性硬化症に伴う腎血管脂肪腫	D177 180060 その他の新生物 180060xx97xxxx 180060xx99xxxx
26	カスポファンギン酢酸塩	カンサイダス点滴静注用50mg カンサイダス点滴静注用70mg	①真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 ②食道カンジダ症 ③侵襲性カンジダ症、アスペルギルス症	D70 130070 白血球疾患(その他) 130070xx99x0xx
27	リネゾリド	ザイボックス錠600mg ザイボックス注射液600mg	肺炎(小児)	J15\$ 040080 肺炎、急性気管支炎、急性細気管支炎 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx
28	ヒトチトロロビン アルファ (遺伝子組換え)	タイロゲン筋注用0.9mg	分化型甲状腺癌で甲状腺全摘又は準全摘術を施行された遠隔転移を認めない患者における残存甲状腺の放射性ヨウ素によるアブレーションを受ける際の補助	C73 100020 甲状腺の悪性腫瘍 100020xx99x2xx
29	ドリベナム水和物	フィニバックス点滴静注用0.25g フィニバックス点滴静注用0.5g フィニバックスキット点滴静注用0.25g	肺炎(小児)	J13, J14, J15\$ 040080 肺炎、急性気管支炎、急性細気管支炎 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx
30	ミグルスタット	ブレーザベスカプセル100mg	ニーマン・ピック病C型	E752 100335 代謝障害(その他) 100335xx97x0xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
31	クリゾチニブ	ザーコリカプセル200mg ザーコリカプセル250mg	ALK融合遺伝子陽性の進行非小細胞肺癌	G34\$ 040040 肺の悪性腫瘍 040040xx01x4xx 040040xx97x4xx 040040xx9904xx 040040xx9914xx

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
				ICD-10 (参考)	
32	モガムリズマブ (遺伝子組換え)	ボテリジオ点滴静注20mg	CCR4陽性の再発・再燃成人T細胞白血病リンパ腫	C915	130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患 130050xx97x2xx 130050xx99x2xx
33	ドルナーゼ アルファ (遺伝子組換え)	ブルモザイム吸入液2.5mg	囊胞性線維症における肺機能の改善	E84\$	100335 代謝障害 (その他) 100335xx97x0xx 100335xx99x0xx
34	スニチニブリンゴ酸塩	スーテントカプセル 12.5mg	根治切除不能の膵内分泌腫瘍	C25\$	06007x 膵臓、膵臓の腫瘍 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
35	ソマトロピン (遺伝子組換え)	グロウジェクト注射用 1.33mg グロウジェクト注射用 8mg グロウジェクトBC注射用 8mg	骨端線閉鎖を伴わないSGA性低身長	E343	100360 小人症 100360xxxxxxxxxx
36	バクリタキセル	タキソール注射液 30mg タキソール注射液 100mg	再発又は難治性の胚細胞腫瘍	(特定出来ない)	全ての診断群分類番号
37	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	ゾシン静注用 2.25 ゾシン静注用 4.5	腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、胆管炎	K800, K801, K81\$ K803, K804, K830 K65\$	060335 胆嚢水腫、胆嚢炎等 060335xx0100xx 060335xx0101xx 060335xx0110xx 060335xx0200xx 060335xx0201xx 060335xx0210xx 060335xx0211xx 060335xx97x0xx 060335xx97x1xx 060335xx99x00x 060335xx99x01x 060335xx99x1xx 060340 胆管 (肝内外) 結石、胆管炎 060340xx0100xx 060340xx0101xx 060340xx0110xx 060340xx0200xx 060340xx0201xx 060340xx0210xx 060340xx0211xx 060340xx03x00x 060340xx03x01x 060340xx97x00x 060340xx97x01x 060340xx99x00x 060340xx99x01x 060340xx99x1xx 060370 腹膜炎、腹腔内膿瘍 (女性器臓器を除く) 060370xx01x0xx 060370xx97x0xx 060370xx99x00x 060370xx99x01x
38	シクロスポリン	ネオオーラル 10mg ネオオーラル 25mg ネオオーラル 50mg ネオオーラル内容液 10%	Vogt-小柳-原田病、サルコイドーシス、その他の (非感染性) ぶどう膜炎	H308	020130 原田病 020130xxxxxxxxxx
39	スチリベントール	ディアコミットドライシロップ 250mg ディアコミットドライシロップ 500mg ディアコミットカプセル 250mg	Dravet症候群患者における間代発作又は強直間代発作	G403	010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x
40	フェニル酪酸ナトリウム	プフェニール錠 500mg プフェニール顆粒94%	尿素サイクル異常症	E722	100335 代謝障害 (その他) 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
41	バゾパニブ塩酸塩	ヴォトリエント錠 200mg	悪性軟部腫瘍	C490 C491, C492, C493, C494, C495, C496	03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xxx97x4xx 03001xxx99x4xx 070041 軟部の悪性腫瘍 (脊髄を除く) 070041xx01x3xx 070041xx99x2xx
42	ランレオチド酢酸塩 ※類似薬は「オクトレオチド酢酸塩」	ソマチュリン皮下注 60mg ソマチュリン皮下注 90mg ソマチュリン皮下注 120mg	先端巨大症、下垂体性巨人症	E220	100260 下垂体機能亢進症 100260xx9711xx 100260xx9901xx 100260xx9911xx

告示 番号	薬 剤 名		適 応 症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
	銘 柄（参考）				
43	チゲサイクリン	タイガシル点滴静注用 50mg	深在性皮膚感染症、慢性膿皮症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎	（特定出来ない）	全ての診断群分類番号
44	トブラマイシン	トービー吸入液 300mg	葉酸性緑膿菌患者における緑膿菌による呼吸器感染	E84\$	100335 代謝障害（その他） 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
45	セツキシマブ（遺伝子組換え）	アービタックス注射液100mg	頭頸部癌	C760	03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xxx0103xx 03001xxx0104xx 03001xxx0113xx 03001xxx0114xx 03001xxx97x3xx 03001xxx97x4xx 03001xxx97x5xx 03001xxx99x3xx 03001xxx99x4xx 03001xxx99x5xx
46	リツキシマブ（遺伝子組換え）	リツキサン注10mg/mL（100mg/10mL） リツキサン注10mg/mL（500mg/50mL）	顕微鏡的多発血管炎、ウェゲナー肉芽腫症	M300, M313	070560 全身性臓器障害を伴う自己免疫性疾患 070560xx97x0xx 070560xx97x1xx 070560xx99x0xx 070560xx99x1xx
			免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患	D477	130140 造血器疾患（その他） 130140xxxxxxxx
47	B型ボツリヌス毒素	ナーブロック筋注2500単位	痙性斜頸	G243	010180 不随意運動 010180xx99x0xx
48	セルトリズマブ ペゴル（遺伝子組換え）	シムジア皮下注200mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節リウマチ	M0680, M0681, M0682, M0683, M0684, M0685, M0686, M0687, M0688, M0689 M0800, M0801, M0802, M0803, M0804, M0805, M0806, M0807, M0808, M0809	070470 関節リウマチ 070470xx99x4xx
49	バクリタキセル	アブラキサン点滴静注用100mg	非小細胞肺癌	C34\$	040040 肺の悪性腫瘍 040040xx01x4xx 040040xx97x3xx 040040xx97x4xx 040040xx9903xx 040040xx9904xx 040040xx9913xx 040040xx9914xx
			胃癌	C16\$	060020 胃の悪性腫瘍 060020xx01x4xx 060020xx03x4xx 060020xx97x4xx 060020xx99x40x 060020xx99x41x
50	レゴラフェニブ水和物	スチパーガ錠40mg	結腸・直腸癌	C182, C183, C184, C185, C186, C187	060035 大腸（上行結腸からのS状結腸）の悪性腫瘍 060035xx0105xx
51	メトレレプテン（遺伝子組換え）	メトレレプテン皮下注用11.25mg「シオノギ」	脂肪萎縮症	E881	100335 代謝障害（その他） 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
52	オファツムマブ（遺伝子組換え）	アーゼラ点滴静注液100mg アーゼラ点滴静注液1000mg	慢性リンパ性白血病	C911	130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患 130050xx97x2xx 130050xx99x2xx
53	アダリムマブ（遺伝子組換え）	ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8ml	潰瘍性大腸炎	K51\$	060185 潰瘍性大腸炎 060185xx01x0xx 060185xx97x0xx 060185xx97x1xx 060185xx99x0xx 060185xx99x1xx 060185xx99x3xx

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
				ICD-10 (参考)	
54	ペバシズマブ (遺伝子 組換え)	アバスチン点滴静注用 100mg/4mL アバスチン点滴静注用 400mg/16mL	悪性神経膠腫	C71\$	010010_脳腫瘍 010010xx01x4xx 010010xx01x5xx 010010xx01x7xx 010010xx01x8xx 010010xx97x4xx 010010xx97x5xx 010010xx97x7xx 010010xx9904xx 010010xx99050x 010010xx9907xx
55	アミノレプリン酸塩酸 塩	アラベル内用剤1.5g アラグリオ内用剤1.5g	悪性神経膠腫の腫瘍摘出術中 における腫瘍組織の可視化	C71\$	010010_脳腫瘍 010010xx01x00x
56	ベルツズマブ (遺伝子 組換え)	パージェタ点滴静注420mg/14ml	HER2陽性手術不能又は再発乳 がん	C50\$	090010_乳房の悪性腫瘍 090010xx01x5xx 090010xx99x5xx